

電気通信事業法施行規則等の一部改正について  
(諮問第1169号)

<目 次>

1	改正概要 .....	1
2	接続料規則の一部改正省令案..... (新旧対照表)	7
3	電気通信事業法施行規則の一部改正省令案 (新旧対照表) .....	12

# 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

## I 改正の背景

平成 19 年 3 月 30 日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第 34 号。以下「答申」という。)において提言された第一種指定電気通信設備に係る措置事項のうち、省令改正を要する次の事項について規定整備するものである。

1. スタックテストに関する根拠規定の整備(接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)改正)
2. 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入(接続料規則改正)
3. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の電柱等におけるコロケーションルールの整備(電気通信事業法施行規則((昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)改正)

## II 主な改正の概要

### 1. 接続料規則改正

#### (1) スタックテストに関する根拠規定の整備

接続料水準の妥当性を検証するための仕組みとして運用されているスタックテストの一層の透明性を確保する観点から、次のとおり、スタックテストを実施する根拠規定を整備。【接続料規則第 14 条第 4 項】

- 接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)第 4 項に、  
「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定。

## ■ 答申抜粋(p. 11)

### 1. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

スタックテストは、接続料水準の妥当性を検証するための仕組みであるが、現行の接続料規則においては、接続料の水準に係る規定が存在しないことから、実態として、電気通信事業法第 33 条第4項第2号(※)に規定する接続料の公正妥当性を検証する仕組みとして運用されている。

しかしながら、制度の一層の透明性を確保する観点からは、接続料に関する事項は、可能な限り接続料規則に規定されていることが望ましいと考えられる。

したがって、当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当である。具体的には、例えば、接続料規則第 14 条(接続料設定の原則)に、「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」旨を規定することが適当である。

【参考】 電気通信事業法(第 33 条第4項第2号)

- 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らして公正妥当なものであること。

### (2) 事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入

平成 20 年度以降の接続料(長期増分費用方式に基づき算定されるもの、キャリアズレートが適用されるもの、新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに係るものを除く。)に適用。

ア 精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するため、次のとおり規定を整備。

- ① 適用年度の実績値が判明した後に、当該実績値に基づいて算出される接続料と実際に適用された接続料との間のかい離分の 1/2 を精算するという事後精算(タイムラグ精算)制度を廃止すること。

【接続料規則第 22 条:削除】

- ② 原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入すること。

【接続料規則第 12 条の2】

【調整額の具体的な算入方法】

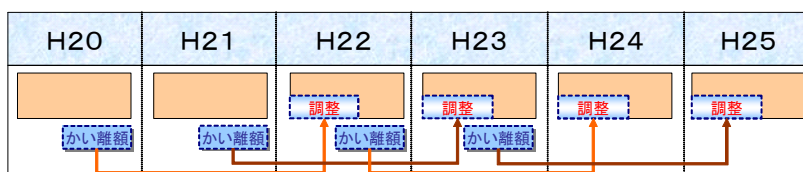
a) 基本的な場合

調整額 = 前々年度のかい離額

b) 原価算定期間が一年を超える接続料の場合又は当該接続料を変更する場合

調整額 = 前々算定期間及び前算定期間のかい離額

(調整額のイメージ)



- イ 調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐため、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えて予測値を用いることや、一年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備。

【接続料規則第8条第2項第2号】

### ■答申抜粋(p.21・22)

#### 2. 事後精算制度の見直し

現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。

ここで、新たな接続料算定方法としては、本項(2)の3案が考えられるが、これらの妥当性について比較検討すると、次の理由により、案③(前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績とのかい離分については次期接続料の原価に算入する案)が最も妥当である。

(中略)

ただし、接続料原価に加算(減算)する過年度の予測値と実績値のかい離分は小さくなることが望ましいことから、当該かい離分が大きくなることがあらかじめ想定される場合であって過年度の需要の推移等を踏まえて適用年度の予測値を合理的に算出することが可能であると認められる場合は、前々年度の実績に代えて当該予測値を用いて接続料を算定することが適当である。

また、過年度の予測値と実績値のかい離分が著しく大きくなった場合には、当該かい離分の単年度当たりの算入額を小さくするため、当該かい離分の調整を複数年かけて行う(接続料原価の算定期間を複数年とする)ことが適当である。

したがって、案③を採用する場合には、上記の措置を講じられるようにするための制度整備を併せて行うことが必要である。

## 2. 施行規則改正

### ○ 電柱等におけるコロケーションルールの整備

き線点付近の電柱において加入ダークファイバと既存のメタル回線を接続しVDSLサービスを行う形態(FTTR:Fiber To The Remote terminal)の増加が見込まれること等を踏まえ、電柱等における円滑な接続を確保するため、コロケーションルール(施行規則第23条の4第2項第2号)の適用対象に電柱等を追加。

【施行規則第23条の4第2項第2号(同項第3号:削除)】

なお、電柱固有の事情を考慮し、電柱使用料の算定について、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえ、取得固定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて電柱使用料を算定することを規定。

【施行規則第23条の4第2項第2号二(2)】

### ■ 答申抜粋(p.42、44)

#### 3. 電柱におけるコロケーションルール

しかしながら、今後、電柱上に接続事業者が電気通信設備を設置し、NTT東西の電気通信設備と相互接続するケースが増加していくことが見込まれることを踏まえれば、円滑な接続を確保する観点から、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)を改正し、NTT東西の局舎等と同様に、電柱においてもコロケーションルールを整備することが適当である。

具体的には、電柱上での接続に関し、①コロケーションを行うために必要な情報の提供に係るルールの整備、②電柱の使用条件に係るルールの整備、③電柱の使用料に係るルールの整備を行うことが必要であり、併せて、当該ルールを適用する電柱の範囲についても整理することが必要である。

(中略)

#### ウ 電柱の使用料に係るルールの整備

また、その算定についても、局舎スペース等と同様、正味固定資産価額を用いる方法によることが適当ではあるが、現時点において、すべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえれば、当面、現行の電柱使用料の算定方法を継続することはやむを得ない。

ただし、その場合であっても、最新のデータを用いて改めて電柱使用料を算定することが適当である。また、電柱が、管路やとう道と同様の性格を持つ設備であることに鑑み、当該算定に用いる自己資本利益率については、これらと同様とすることが適当である。

(参考)

## 答申における指摘事項(制度整備・約款変更に係るもの)

(●は今回の諮問において措置するもの。)

### ■接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

- スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定すること。
- スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を策定すること。

### ■事後精算制度の見直し

- 事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更すること。

### ■接続料債務の不履行リスクの扱い

- 管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、管理部門において発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入すること。

### ■中継ダークファイバの扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、不要な回線保留を抑制する仕組みにすること。
- NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、接続に必要な情報の開示に係る告示<sup>1</sup>(以下「情報開示告示」という。)を改正すること。

### ■局舎スペース等の扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じること。
- 情報開示告示を改正し、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすること。
- NTT東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をNTT東西の接続約款に加えること。
- 当審議会の情報通信技術分科会の審議結果を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性確保に向けた制度整備等、所要の措置を講じること。

<sup>1</sup> 平成13年6月11日総務省告示第395号

### ■電柱におけるコロケーションルール

- 施行規則を改正し、電柱においてもコロケーションルールを整備すること。
- 情報開示告示を改正し、コロケーションを行うために必要な情報の提供に係る事項が接続約款において明記されるようにすること。

### ■回線名義人情報の扱い

- N T T 東西において契約約款を変更し、電話重畳型の D S L サービスについて、D S L サービスの利用者等からの申込みを可能とすること。

### ■加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

- N T T 東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用について、当該接続事業者が負担する仕組みとすること。
- N T T 東西において接続約款を変更し、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じること。

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

	改正案	現行
<p>（接続料の原価）</p> <p>第八条 接続料（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。）の原価は、第四条に規定する機能（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。）ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能（法第三十三条第五項の機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。</p> <p>二 前号以外の場合であつて、接続料の急激な変動を緩和する必要があるとき。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（接続料の原価）</p> <p>第八条 接続料（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。）の原価は、第四条に規定する機能（第四条の表十三の項の機能を除く。以下同じ。）ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。</p> <p>2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能（法第三十三条第五項の機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるときは、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	



(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づきその原価を算定した接続料を変更する場合及び当該接続料を変更する場合

$$\text{調整額} = 0$$

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）}}{\text{当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）}}$$

三 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に

一入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が第八条第二項第一号に

<p>該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前二号に該当する場合を除く。）</p> <p>当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定し調整額＝<math>\frac{\text{前算定期間の調整額}}{\text{当該機能に係る前々算定期間における費用}}</math></p> <p>四 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合 調整額＝0</p> <p>五 前各号に掲げる場合以外の場合 調整額＝<math>\frac{\text{当該機能に係る前々算定期間における費用}}{\text{当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入}}</math></p> <p>2 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。</p> <p>（接続料設定の原則） 第十四条（略） 2・3（略）</p> <p>4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。</p>	<p>（接続料設定の原則） 第十四条（略） 2・3（略）</p>
---	--

(削除)

(精算)

第二十二條 事業者は、接続料(第四条の表十三の項の機能に係るもの及び法第三十三條第五項の機能に係るものを除く。)を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が適用期間より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、第八條第二項ただし書及び第十條の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條を削る改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令による改正後の接続料規則(以下「新規則」という。)第十二條の二の規定にかかわらず、新規則の施行の際現に認可を受け、又は平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料の原価に加える調整額は、零とする。

3 事業者は、新規則の規定にかかわらず、電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三條第十三項及び第十四項の規定により、平成十九年度(平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間をいう。以下この項において同じ。)の事業年度の会計を整理し、接続料(新規則第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係るもの並びに法第三十三條第五項の機能に係るものを除く。以下この項において同じ。)を再計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、新規則第四条に規定する機能ごとに、当該機能に係る算定に用いる期間が平成十九年度の事業年度より前である原価により定めた接続料の変更前後の差額に当該機能

に対する需要の実績値を乗じて得た額の二分の一に相当する額を、第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者と精算するものとする。ただし、新規則第八条第二項ただし書及び新規則第十条の規定に基づき当該機能に係る接続料の原価を算定した場合は精算することを要しない。

4 新規則の施行の際現に認可を受けている接続料又は新規則の施行後に認可を受け、かつ、平成二十年四月一日前に開始する事業年度に適用する接続料を変更して定める接続料は、新規則第十二条の二の規定の適用については、新たに設定する接続料とみなす。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

改正案	現行
<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用を接続について行う場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受け手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該</p>	<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第二十三条の四（略）</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置若しくは保守又は建物、管路若しくはとう道の利用を接続について行う場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続を設置する場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 他事業者が接続を設置することが可能な場所に関する情報の開示を他事業者が受ける手続</p> <p>(2) 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答（当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。）を受け手続（他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り（当該設置に応じる</p>

設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続きを含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続に必要な装置の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続に必要な装置の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合にあつては、工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路、とう道又は電柱等の場所に関して他事業者が負担すべき次に掲げる金額

(1) 建物、管路又はとう道の場所にあつては、正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(

場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。) の手続きを含む。)

(3) (略)

(4) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

ロ 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間(当該回答が接続の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間)(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合の工事の標準的期間(他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。)

ニ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路又はとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額(当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額)を基礎として接続料の原価の算定方法(自己資本利益率の値については接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第五項の規定を準用する。)

自己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。

（）に準じて計算される金額

(2) 電柱等の場所にあつては、取得固定資産価額（合理的な予測に基づき算定された電柱等の購入価格又はそれに相当する額及び設置工事費等）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ（略）

へ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合にあつては、工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

（削除）

3  
(略)

三十一 (略)

に準じて計算される金額

ホ（略）

へ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者が負担すべき金額

ト その他他事業者が接続を設置する場合の当該他事業者が負担すべき金額及び条件

三 他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次の事項

イ 他事業者が接続に必要な装置を設置する手続

ロ 他事業者が負担すべき金額

ハ その他他事業者が接続に必要な装置を設置する場合の条件

3  
(略)

四十二 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、この省令の定めるところに合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の申請をしなければならない。

3 現に認可を受けている接続約款は、前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致しているものとみなす。